

男鹿市規則第10号

男鹿市行政組織規則及び男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(男鹿市行政組織規則の一部改正)

第1条 男鹿市行政組織規則(平成17年男鹿市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(組織)			(組織)		
第3条 男鹿市行政組織条例(平成17年男鹿市条例第5号)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該右欄に掲げる班を置く。			第3条 男鹿市行政組織条例(平成17年男鹿市条例第5号)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該右欄に掲げる班を置く。		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
総務企画部	(略)	(略)	総務企画部	(略)	(略)
市民福祉部	(略)	(略)	市民福祉部	(略)	(略)
観光文化スポーツ部	(略)	(略)	観光文化スポーツ部	(略)	(略)
産業建設部	農林水産課	農業振興班、 <u>基盤整備班</u> 、水産林業振興班	産業建設部	農林水産課	農業振興班、 <u>農漁村整備班</u> 、水産林業振興班
	建設課	(略)		建設課	(略)
2及び3 (略)			2及び3 (略)		
(職員の職)			(職員の職)		
第8条 (略)			第8条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
<b>5 前4項に定めるもののほか、別表</b>			<b>5 前4項に定めるもののほか、別表</b>		
<b>第4の2の左欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該右欄に定めるところによる。</b>			<b>第4の2の左欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該右欄に定めるところによる。</b>		
別表第1 (第6条関係)			別表第1 (第6条関係)		
総務企画部 (略)			総務企画部 (略)		
市民福祉部 (略)			市民福祉部 (略)		
観光文化スポーツ部			観光文化スポーツ部		
観光課 (略)			観光課 (略)		
男鹿まるごと売込課			男鹿まるごと売込課		
売込班			売込班		
1～6 (略)			1～6 (略)		

改正後	改正前																		
<p>エネルギー・商工港湾班 1～15 (略)</p> <p><u>16 課の予算経理及び一般庶務に関すること。</u></p> <p><u>17 その他他の班に属しないこと。</u></p> <p>文化スポーツ課 (略)</p> <p>産業建設部 農林水産課 農業振興班 (略)</p> <p><u>基盤整備班</u> 1～12 (略)</p> <p>水産林業振興班 (略)</p> <p>建設課 (略)</p>	<p><u>7 課の予算経理及び一般庶務に関すること。</u></p> <p><u>8 その他他の班に属しないこと。</u></p> <p>エネルギー・商工港湾班 1～15 (略)</p> <p>文化スポーツ課 (略)</p> <p>産業建設部 農林水産課 農業振興班 (略)</p> <p><u>農漁村整備班</u> 1～12 (略)</p> <p>水産林業振興班 (略)</p> <p>建設課 (略)</p>																		
別表第4の2																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 987 347 1070">職</th> <th data-bbox="347 987 475 1070">事務部局の組織</th> <th data-bbox="475 987 746 1070">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1070 347 1234">地域づくり推進監</td> <td data-bbox="347 1070 475 1234">総務企画部</td> <td data-bbox="475 1070 746 1234">上司の命を受けて、地域づくりに関する調査、調整等をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1234 347 1435">防災監</td> <td data-bbox="347 1234 475 1435">総務企画部</td> <td data-bbox="475 1234 746 1435">上司の命を受けて、危機管理及び防災に関する調査、調整等をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1435 347 1599">建設技監</td> <td data-bbox="347 1435 475 1599">産業建設部</td> <td data-bbox="475 1435 746 1599">上司の命を受けて、建設行政に関する調査、調整等をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1599 347 1800">エネルギー推進監</td> <td data-bbox="347 1599 475 1800">観光文化スポーツ部</td> <td data-bbox="475 1599 746 1800">上司の命を受けて、エネルギー政策に関する調査、調整等をつかさどる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1800 347 1995">商工港湾振興監</td> <td data-bbox="347 1800 475 1995">観光文化スポーツ部</td> <td data-bbox="475 1800 746 1995">上司の命を受けて、商工港湾振興に関する調査、調整等をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>		職	事務部局の組織	職務	地域づくり推進監	総務企画部	上司の命を受けて、地域づくりに関する調査、調整等をつかさどる。	防災監	総務企画部	上司の命を受けて、危機管理及び防災に関する調査、調整等をつかさどる。	建設技監	産業建設部	上司の命を受けて、建設行政に関する調査、調整等をつかさどる。	エネルギー推進監	観光文化スポーツ部	上司の命を受けて、エネルギー政策に関する調査、調整等をつかさどる。	商工港湾振興監	観光文化スポーツ部	上司の命を受けて、商工港湾振興に関する調査、調整等をつかさどる。
職	事務部局の組織	職務																	
地域づくり推進監	総務企画部	上司の命を受けて、地域づくりに関する調査、調整等をつかさどる。																	
防災監	総務企画部	上司の命を受けて、危機管理及び防災に関する調査、調整等をつかさどる。																	
建設技監	産業建設部	上司の命を受けて、建設行政に関する調査、調整等をつかさどる。																	
エネルギー推進監	観光文化スポーツ部	上司の命を受けて、エネルギー政策に関する調査、調整等をつかさどる。																	
商工港湾振興監	観光文化スポーツ部	上司の命を受けて、商工港湾振興に関する調査、調整等をつかさどる。																	

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

(男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)  
 第2条 男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年男鹿市規則第34号)一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																
別表第1(第3条関係) 行政職給料表(1)職務分類表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 95%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>副館長又は副事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>会計管理者、地域包括支援センター所長、<u>保健センター所長</u>、<u>北浦出張所長及び若美支所長</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>福祉事務所長、理事、<u>地域づくり推進監</u>、<u>防災監</u>、<u>エネルギー推進監</u>、<u>商工港湾振興監及び建設技監</u></td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表(3)職務分類表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 95%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	級	職務の内容	1	(略)	4	(略)	5	副館長又は副事務局長の職務	6	会計管理者、地域包括支援センター所長、 <u>保健センター所長</u> 、 <u>北浦出張所長及び若美支所長</u> の職務	7	福祉事務所長、理事、 <u>地域づくり推進監</u> 、 <u>防災監</u> 、 <u>エネルギー推進監</u> 、 <u>商工港湾振興監及び建設技監</u>	級	職務の内容	2	(略)	別表第1(第3条関係) 行政職給料表(1)職務分類表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 95%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td><u>支所長</u>、副館長又は副事務局長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>会計管理者、地域包括支援センター所長 <u>又は保健センター所長</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>福祉事務所長、理事</td> </tr> </tbody> </table> 医療職給料表(3)職務分類表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">級</th> <th style="width: 95%;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	級	職務の内容	1	(略)	4	(略)	5	<u>支所長</u> 、副館長又は副事務局長の職務	6	会計管理者、地域包括支援センター所長 <u>又は保健センター所長</u> の職務	7	福祉事務所長、理事	級	職務の内容	2	(略)
級	職務の内容																																
1	(略)																																
4	(略)																																
5	副館長又は副事務局長の職務																																
6	会計管理者、地域包括支援センター所長、 <u>保健センター所長</u> 、 <u>北浦出張所長及び若美支所長</u> の職務																																
7	福祉事務所長、理事、 <u>地域づくり推進監</u> 、 <u>防災監</u> 、 <u>エネルギー推進監</u> 、 <u>商工港湾振興監及び建設技監</u>																																
級	職務の内容																																
2	(略)																																
級	職務の内容																																
1	(略)																																
4	(略)																																
5	<u>支所長</u> 、副館長又は副事務局長の職務																																
6	会計管理者、地域包括支援センター所長 <u>又は保健センター所長</u> の職務																																
7	福祉事務所長、理事																																
級	職務の内容																																
2	(略)																																
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。																																	

附 則  
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。